

保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —



ソメイヨシノと松山城

2016/4

〈Guarantee Information〉

- ◇平成28年度 組織体制のご案内
- ◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内
- ◇お知らせ

「条件変更改善型借換保証」の創設について

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について（適用日 平成28年4月1日から）

「中小企業会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の取扱期限延長について

ホームページをリニューアルしました

〈Column〉

- ◇愛媛お宝図鑑①
「豊臣秀吉画像」

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —

2016/4

Contents

〈Guarantee Information〉

- ◇平成28年度 組織体制のご案内 1
- ◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内 2
- ◇お知らせ 3
 - 「条件変更改善型借換保証」の創設について 3
 - 愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について（適用日 平成28年4月1日から） 4
 - 「中小企業会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の取扱期限延長について 4
 - ホームページをリニューアルしました 5

〈保証状況〉

- ◇今月の保証概況(平成28年3月) 6
- ◇本・支店別保証状況 7
- ◇金融機関別保証状況 7
- ◇業種別保証状況 8
- ◇金額別・期間別・用途別保証状況 9
- ◇市町制度保証状況 10
- ◇ランキングベスト10 11
- ◇金融機関店舗別保証状況 12

〈融資保証制度〉

- ◇融資保証制度一覧 19
- ◇信用保証料率表 28

- ◇今月の保証協会団信実績 30

〈Column〉

- ◇愛媛お宝図鑑①「豊臣秀吉画像」



当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

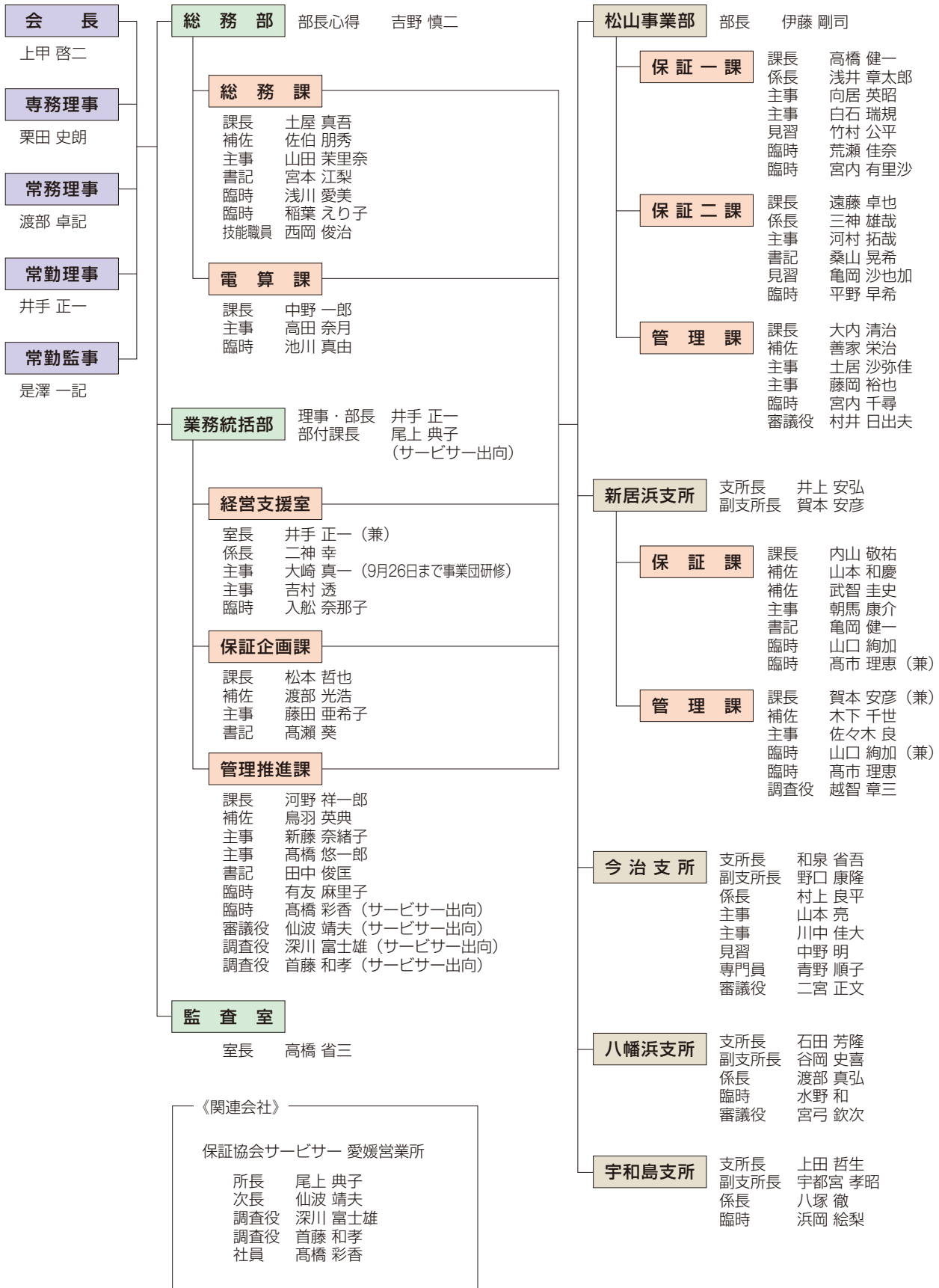
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

お知らせ(更新・新着情報)

- 2016年04月05日／保証の概況「平成28年3月」を掲載しました。
- 2016年04月01日／役員名簿を更新しました
- 2016年03月18日／ホームページをリニューアルしました
- 2016年03月18日／平成27年度「自殺対策強化月間」における取り組みについて
- 2016年03月02日／保証の概況「平成28年2月」を掲載しました。

平成 28 年 4 月 1 日の人事異動により、以下の組織体制となりましたのでお知らせいたします。

愛媛県信用保証協会 組織図 (平成 28 年 4 月 1 日)



050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇当協会では「050ダイヤルイン」を導入しております。

このたびの人事異動により変更になりましたので、お知らせいたします。

◇松山事業部・各支所へはひとりひとりに直接つながりますのでご利用ください。

※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本 部		TEL 089(931)2111(代)	新 居 浜 支 所		保証課 管理課	TEL 0897(33)8282 TEL 0897(33)8292
総務部			支所長 井上 安弘			050 - 3803 - 2012
総務課		089 - 931 - 2111	保証課			
(050ダイヤルイン)		050 - 3803 - 1965	課長	内山 敬祐		050 - 3803 - 2013
電算課		089 - 931 - 2115		山本 和慶		050 - 3803 - 2015
(050ダイヤルイン)		050 - 3803 - 1968		武智 圭史		050 - 3803 - 2017
業務統括部				朝馬 康介		050 - 3803 - 2022
経営支援室		089 - 931 - 2116		亀岡 健一		050 - 3803 - 2018
(050ダイヤルイン)		050 - 3803 - 1971		山口 絢加		050 - 3803 - 2020
保証企画課		089 - 931 - 2114	管 理 課			
(050ダイヤルイン)		050 - 3803 - 1967	課長	賀本 安彦		050 - 3803 - 2021
管理推進課		089 - 931 - 2117		木下 千世		050 - 3803 - 2014
(050ダイヤルイン)		050 - 3803 - 1972		佐々木 良		050 - 3803 - 2025
監 査 室				高市 理恵		050 - 3803 - 2024
		089 - 931 - 2180		越智 章三		050 - 3803 - 2011
松 山 事 業 部		TEL 089(931)2118	今 治 支 所			TEL 0898(23)0170
部長	伊藤 剛司	050 - 3803 - 1977	支所長	和泉 省吾		050 - 3803 - 1951
保証一課			副支所長	野口 康隆		050 - 3803 - 1952
課長	高橋 健一	050 - 3803 - 1993		村上 良平		050 - 3803 - 1954
	浅井 章太郎	050 - 3803 - 1979		山本 亮		050 - 3803 - 1955
	向居 英昭	050 - 3803 - 1984		川中 佳大		050 - 3803 - 1953
	白石 瑞規	050 - 3803 - 1985		中野 明		050 - 3803 - 1956
	竹村 公平	050 - 3803 - 1995		青野 順子		050 - 3803 - 1963
	荒瀬 佳奈	050 - 3803 - 1991		二宮 正文		050 - 3803 - 1990
	宮内 有里沙	050 - 3803 - 1992	八 幡 浜 支 所			TEL 0894(22)2003
保証二課			支所長	石田 芳隆		050 - 3803 - 1958
課長	遠藤 卓也	050 - 3803 - 1978	副支所長	谷岡 史喜		050 - 3803 - 1961
	三神 雄哉	050 - 3803 - 1994		渡部 真弘		050 - 3803 - 1960
	河村 拓哉	050 - 3803 - 1998		水野 和		050 - 3803 - 1959
	桑山 晃希	050 - 3803 - 2004		宮弓 欽次		050 - 3803 - 1962
	亀岡 沙也加	050 - 3803 - 1999	宇 和 島 支 所			TEL 0895(22)6556
	平野 早希	050 - 3803 - 1989	支所長	上田 哲生		050 - 3803 - 1944
管 理 課			副支所長	宇都宮 孝昭		050 - 3803 - 1945
課長	大内 清治	050 - 3803 - 2007		八塚 徹		050 - 3803 - 1946
	善家 栄治	050 - 3803 - 2003		浜岡 絵梨		050 - 3803 - 1949
	土居 沙弥佳	050 - 3803 - 2006				
	藤岡 裕也	050 - 3803 - 2008				
	宮内 千尋	050 - 3803 - 2002				
	村井 日出夫	050 - 3803 - 1988				

「条件変更改善型借換保証」の創設について

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、事業計画の策定、認定経営革新等支援機関による支援を前提に、既往借入金を最長 15 年の保証で借換えることを可能とし、中小企業者の資金調達の円滑化を図ることを目的とし「条件変更改善型借換保証」が創設されました。

条件変更改善型借換保証の概要

資 格 要 件	次の各号の要件をすべて満たすこと。 ① 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること。 ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。 ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。
申 込 方 法	金融機関経由保証に限る
保 証 限 度 額	2 億 8 千万円（※中小企業者が組合等の場合は 4 億 8 千万円） 普通保険にかかる保証 2 億円 無担保保険にかかる保証 8 千万円
保 証 割 合	金融機関が選択した責任共有制度の方式（責任共有対象のみ取扱）
対 象 資 金	保証付きの既往借入金の返済資金 ※事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金（新規の融資分）を含めることができる。
貸 付 形 式	証書貸付
保 証 期 間	15 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
返 済 方 法	原則、均等分割返済
信 用 保 証 料 率	責任共有保証料率 0.45 ～ 1.90 %
担 保 ・ 保 証 人	原則として、本保証の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならない保証条件によるものとする。 また、保証付きの既往借入金の借換えに伴い、返済資金以外の事業資金（新規の融資分）を含めて保証を行う場合は、通常の借入れに対する保証と同様に取り扱う。
貸 付 金 利	金融機関所定利率
添 付 書 類	信用保証協会所定の申込資料のほか、以下の書面を添付する。 ① 状況説明書【条件変更改善型借換保証用】 ② 事業計画書（申込人が策定したもの） ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）
期 中 モ ニ タ リ ン グ	金融機関は、中小企業者から四半期に 1 回、事業計画の実行状況の報告を受ける必要があります。 また、年に 1 回、計画実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況について保証協会に報告を行っていただきます。

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱の一部改正について（適用日 平成28年4月1日から）

後継者不足等のため、存続の見通しが見つからない中小企業者等から事業承継を行おうとする者（親族、従業員、第三者等）について、その事業承継に係る相続や事業資産又は経営権の買い取りなどに要する資金を融資し、事業を継続させることを目的に、新事業創出支援資金に事業承継支援枠を追加します。

〔改正内容〕

1. 新事業創出支援資金に事業承継支援枠を追加

(1) 保証対象者

県内に居住又は県内に事業所を有する中小企業者であって、県内で新たに中小企業者として事業承継しようとする（事業承継後5年未満の者を含む。）次の者。

- ① 経営承継円滑化法第12条第1項に規定する経済産業大臣に認定を受けた中小企業者
- ② 後継者不在などにより事業継続が困難となっている会社又は個人事業主から、事業の全部又は一部を承継する計画を定め、その計画に基づき事業を承継する者。

(2) 保証対象資金

- ① 事業承継計画の策定及び実施に係る資金
- ② 事業の承継に起因して、当該中小企業者以外の者が有する事業継続上必要な議決権株式を取得するための資金
- ③ 事業承継に起因して、当該中小企業者以外の者が有する事業継続上必要な事業用資産等を取得するための資金

(3) 保証条件等

運転資金 融資限度額 50,000 千円 保証期間（据置） 5 年以内（1 年以内）

設備資金 融資限度額 100,000 千円 保証期間（据置） 10 年以内（1 年以内）

※融資利率 1.5%

「中小企業会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度の取扱期限延長について

平成 25 年 4 月より取扱いを行っている標記割引制度の取扱期限が、以下の通り延長となりましたのでお知らせいたします。

1. 取扱期限

変更前	変更後
平成 28 年 3 月 31 日 保証申込受付分まで	平成 29 年 3 月 31 日 保証申込受付分まで

ホームページをリニューアルしました



このたび、当協会のホームページを平成28年3月18日よりリニューアルいたしました。前回のリニューアルから約5年が経過していたため、全てのページを見直し改善いたしました。今後もご利用になる皆様にとって分かりやすく使いやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、是非ご覧ください。

なお、リニューアルに伴う主なホームページ内容変更点等は以下のとおりです。

1. **スマートデバイス対応**
スマートフォンやタブレット端末の画面の幅に合わせて表示方法が変更される機能に対応しております。
2. **創業支援・経営支援のページ追加**
3. **コンプライアンスのページ追加**
4. **保証協会団信のページ追加**
5. **信用保証料のページ追加**
6. **責任共有制度のページ追加**
7. **広報物のご案内ページに月報のバックナンバーを追加**
過去の保証月報をご覧になることができます。
8. **保証制度のページ**
すてサポ、経営改善サポート保証を追加掲載しました。
9. **金融機関専用ページの書式ダウンロードを整理**
情報量が多いため、インデックスを付けて検索しやすいように改善しました。
なお、ID・パスワードについては変更ございません。

今月の保証概況 (平成28年3月)

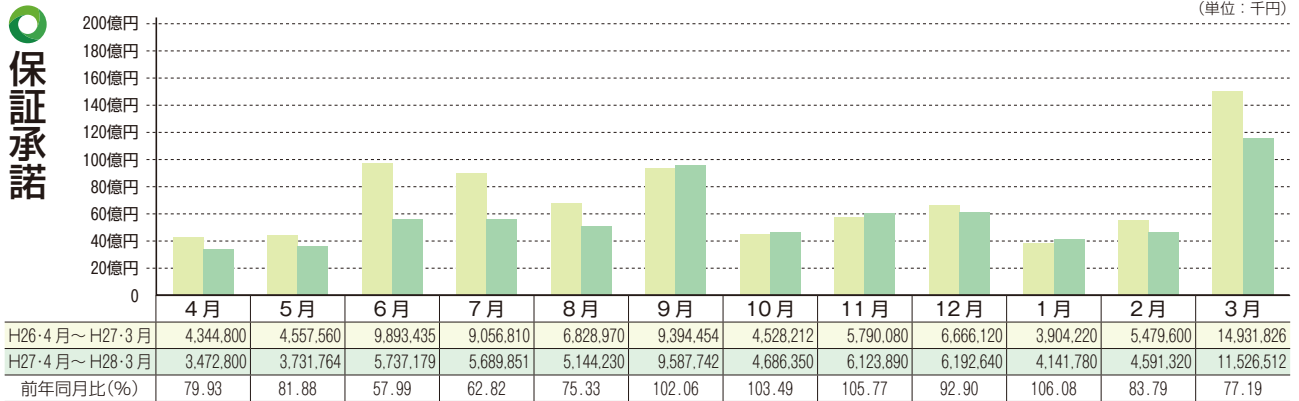
実績

(単位：千円)

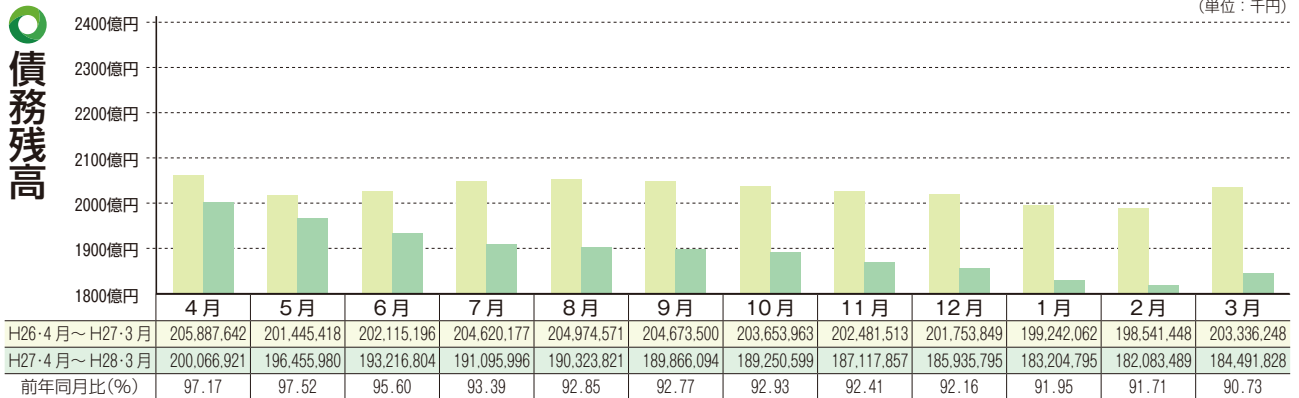
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	938	11,191,062	86.45	76.92	6,729	72,668,608	83.90	83.06
保証承諾	980	11,526,512	85.44	77.19	6,580	70,626,058	84.00	82.72
保証債務残高	—	—	—	—	24,206	184,491,828	97.75	90.73
代位弁済	26	281,843	104.00	168.64	256	2,106,691	95.17	96.44

推移グラフ

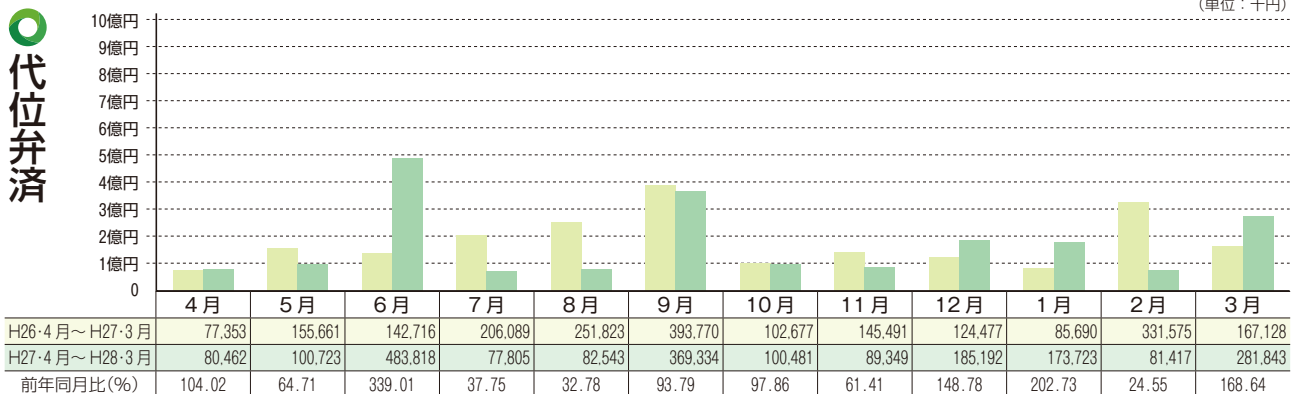
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

保証状況
EHIME GUARANTEE

本・支所別保証状況 (平成 28 年 3 月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)
本所	565	6,385,312	75.62	3,274	34,695,914	82.74	11,406	84,127,861	91.75	9	65,296	56.28	119	1,030,914	91.18
新居浜	162	1,840,500	68.91	1,337	13,661,020	78.08	5,440	43,074,083	89.45	12	207,570	559.46	62	568,474	101.76
今治	104	1,474,100	68.07	973	11,656,044	83.31	3,513	28,755,488	88.25	1	2,130	-----	21	114,340	46.87
八幡浜	83	1,090,300	153.11	520	5,873,600	87.26	1,894	16,148,125	93.12	0	0	-----	22	185,814	143.28
宇和島	66	736,300	78.40	476	4,739,480	90.78	1,953	12,386,272	91.35	4	6,847	48.88	32	207,148	170.43
合計	980	11,526,512	77.19	6,580	70,626,058	82.72	24,206	184,491,828	90.73	26	281,843	168.64	256	2,106,691	96.44

金融機関別保証状況 (平成 28 年 3 月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	271	3,402,827	2,098	26,435,516	37.43	9,688	90,128,494	48.85	10	183,609	83	786,056	37.31	
	四国	5	59,500	53	552,800	0.78	262	2,320,821	1.26	0	0	3	4,921	0.23	
	百十四	11	104,700	59	654,450	0.93	336	2,845,525	1.54	4	56,009	7	66,829	3.17	
	阿波	0	0	5	114,000	0.16	61	607,309	0.33	0	0	0	0	0.00	
	広島	12	136,000	210	3,002,650	4.25	734	7,032,445	3.81	0	0	2	4,995	0.24	
	中国	0	0	0	0	0.00	34	445,188	0.24	0	0	0	0	0.00	
	山口	6	129,000	25	366,500	0.52	59	1,003,214	0.54	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	3	10,789	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	3	150,000	7	296,000	0.42	26	543,133	0.29	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	1	30,008	0.02	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0	0	0.00	17	81,730	0.04	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	0	0	3	125,000	0.18	15	309,932	0.17	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	486	6,401,550	2,491	28,593,777	40.49	7,023	50,619,669	27.44	6	11,533	92	940,149	44.63	
	香川	14	173,500	144	1,864,300	2.64	775	6,254,050	3.39	4	25,930	19	82,048	3.89	
	高知	3	16,000	42	284,000	0.40	209	1,242,516	0.67	0	0	2	2,029	0.10	
徳島	7	61,000	38	541,000	0.77	122	839,413	0.45	0	0	1	1,848	0.09		
もみじ	1	1,000	2	4,300	0.01	3	10,559	0.01	0	0	0	0	0.00		
小計	819	10,635,077	5,177	62,834,293	88.97	19,368	164,324,793	89.07	24	277,080	209	1,888,876	89.66		
信用金庫	愛媛	137	776,035	1,116	6,279,925	8.89	3,513	14,938,740	8.10	2	4,762	28	112,183	5.33	
	川之江	4	14,000	33	193,700	0.27	162	878,423	0.48	0	0	4	38,799	1.84	
	東予	6	24,500	97	487,070	0.69	365	1,315,738	0.71	0	0	4	14,261	0.68	
	宇和島	13	71,900	142	730,750	1.03	716	2,269,973	1.23	0	0	10	47,449	2.25	
	観音寺	0	0	1	3,000	0.00	2	10,370	0.01	0	0	0	0	0.00	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	小計	160	886,435	1,389	7,694,445	10.89	4,758	19,413,245	10.52	2	4,762	46	212,691	10.10	
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	1	5,000	4	11,160	0.02	8	16,646	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	0	0	10	86,160	0.12	72	737,145	0.40	0	0	1	5,124	0.24		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	1	5,000	14	97,320	0.14	80	753,791	0.41	0	0	1	5,124	0.24		
合計	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00	26	281,843	256	2,106,691	100.00		

金額別保証状況 (平成 28 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	133	117,700	778	688,020	0.97	2,334	1,256,500	0.68
1000 超 2000 以下	103	184,500	813	1,457,500	2.06	2,693	2,910,927	1.58
2000 超 3000 以下	123	354,600	908	2,606,075	3.69	3,049	5,343,855	2.90
3000 超 5000 以下	277	1,327,250	1,702	8,054,760	11.40	5,865	17,432,420	9.45
5000 超 10000 以下	99	865,381	866	7,513,071	10.64	3,903	20,454,459	11.09
10000 超 15000 以下	44	617,000	308	4,254,424	6.02	1,355	12,173,522	6.60
15000 超 20000 以下	48	939,000	281	5,377,900	7.61	1,277	15,684,673	8.50
20000 超 30000 以下	68	1,898,300	425	11,830,600	16.75	1,729	32,290,601	17.50
30000 超 50000 以下	50	2,226,781	300	13,120,909	18.58	1,230	35,358,721	19.17
50000 超 60000 以下	11	621,000	63	3,613,900	5.12	238	9,239,595	5.01
60000 超 70000 以下	6	405,000	28	1,893,000	2.68	117	5,683,209	3.08
70000 超 80000 以下	9	720,000	75	5,935,900	8.40	293	16,115,606	8.74
80000 超 100000 以下	5	500,000	17	1,676,000	2.37	59	3,422,167	1.85
100000 超 120000 以下	0	0	4	464,000	0.66	14	1,048,289	0.57
120000 超 150000 以下	1	150,000	3	440,000	0.62	18	1,648,681	0.89
150000 超 200000 以下	3	600,000	9	1,700,000	2.41	32	4,428,603	2.40
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00

期間別保証状況 (平成 28 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	42	1,573,500	115	3,432,000	4.86	50	1,547,000	0.84
3 力月超 6 力月以下	31	1,142,500	179	4,313,600	6.11	89	1,985,935	1.08
6 力月超 1 力年以下	35	781,000	264	5,400,980	7.65	244	5,095,982	2.76
1 力年超 2 力年以下	23	215,800	190	1,589,290	2.25	397	3,214,053	1.74
2 力年超 3 力年以下	122	461,200	626	2,439,200	3.45	1,553	3,978,130	2.16
3 力年超 4 力年以下	20	118,600	163	1,375,410	1.95	517	2,743,647	1.49
4 力年超 5 力年以下	512	2,905,050	3,560	20,602,694	29.17	13,089	50,808,248	27.54
5 力年超 7 力年以下	120	2,328,985	880	15,277,814	21.63	4,561	46,047,873	24.96
7 力年超 10 力年以下	70	1,866,877	587	15,652,570	22.16	3,462	63,196,580	34.25
10 力年超	5	133,000	16	542,500	0.77	244	5,874,380	3.18
合 計	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00

使途別保証状況 (平成 28 年 3 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	881	10,807,012	5,839	65,858,946	93.25	21,377	168,812,461	91.50
設 備 資 金	60	382,250	431	2,328,370	3.30	1,826	9,897,795	5.36
運 転 設 備 資 金	39	337,250	310	2,438,742	3.45	1,003	5,781,572	3.13
合 計	980	11,526,512	6,580	70,626,058	100.00	24,206	184,491,828	100.00

市町制度保証状況

市町制度保証状況 (平成 28 年 3 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	17	53,800	144	446,100	476	929,026
	新 居 浜	13	41,000	145	480,770	391	836,061
	西 条	32	119,300	236	851,100	781	1,701,867
	今 治	37	99,000	313	910,260	879	1,772,725
	松 山	305	1,009,700	1,462	4,652,374	3,803	8,741,642
	東 温	3	8,000	28	83,500	126	214,909
	伊 予	0	0	5	12,730	27	52,937
	大 洲	14	43,600	66	188,800	196	391,987
	八 幡 浜	7	15,500	60	185,400	170	309,505
	西 予	8	28,700	55	181,900	147	310,712
宇 和 島	34	108,100	211	641,400	888	1,638,984	
	小 計	470	1,526,700	2,725	8,634,334	7,884	16,900,354
町	久 万 高 原	0	0	0	0	1	460
	内 子	1	5,000	4	9,000	23	37,567
	伊 方	0	0	2	10,000	2	9,834
	鬼 北	0	0	0	0	1	127
	松 野	0	0	1	3,000	3	4,381
	愛 南	0	0	5	14,000	14	25,296
	小 計	1	5,000	12	36,000	44	77,665
合 計		471	1,531,700	2,737	8,670,334	7,928	16,978,019

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	1	1,000	2	2,000	1	1,000	
今 治	0	0	0	0	0	0	
新 居 浜	0	0	0	0	0	0	
合 計		1	1,000	2	2,000	1	1,000

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	7	21,850	63	237,070	294	645,159	
(うち 公害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
今 治	4	33,700	20	106,390	42	160,205	
合 計		11	55,550	83	343,460	336	805,363

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
今 治	0	0	0	0	1	650	
合 計		0	0	0	0	1	650

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	7	51,000	36	231,600	82	397,865	
新 居 浜	2	15,000	31	201,500	129	541,034	
今 治	4	36,000	80	590,400	313	1,437,499	
松 山	0	0	0	0	184	635,763	
八 幡 浜	2	17,000	17	122,000	66	295,551	
西 予	4	33,000	21	180,000	55	294,938	
合 計		19	152,000	185	1,325,500	829	3,602,649

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	2	15,000	30	141,800	574	1,245,700	
今 治	3	18,000	22	79,500	142	294,888	
合 計		5	33,000	52	221,300	716	1,540,588

平成28年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高

Best
10

前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	547	7,293,399
2 →	2	伊予銀行	新居浜支店	450	5,605,929
3 →	3	伊予銀行	今治支店	384	5,190,680
4 →	4	伊予銀行	本店営業部	306	5,087,957
5 →	5	伊予銀行	西条支店	460	4,432,898
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	342	3,700,725
7 →	7	伊予銀行	本町支店	292	3,092,196
8 →	8	伊予銀行	八幡浜支店	240	2,879,168
9 →	9	伊予銀行	川之江支店	224	2,738,026
10 →	10	伊予銀行	大洲支店	214	2,553,944

保証承諾

Best
10
(当月中)

前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
2 ↗	1	愛媛銀行	本店営業部	43	988,500
121 ↗	2	愛媛銀行	末広町支店	17	419,200
1 ↘	3	愛媛銀行	今治支店	9	400,200
83 ↗	4	愛媛銀行	新居浜支店	11	349,000
46 ↗	5	愛媛銀行	本町支店	20	326,000
20 ↗	6	愛媛銀行	宇和島支店	17	321,700
49 ↗	7	愛媛銀行	森松支店	18	259,000
99 ↗	8	愛媛銀行	大街道支店	17	253,500
19 ↗	9	愛媛銀行	余戸支店	9	232,500
4 ↘	10	伊予銀行	西条支店	17	232,000

保証承諾

Best
10
(累計)

前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	211	5,179,122
3 ↗	2	愛媛銀行	今治支店	78	1,797,200
2 ↘	3	伊予銀行	今治支店	89	1,545,800
4 →	4	広島銀行	松山支店	86	1,405,950
5 →	5	伊予銀行	本店営業部	53	1,375,800
7 ↗	6	愛媛銀行	宇和島支店	73	1,304,600
8 ↗	7	愛媛銀行	新居浜支店	72	1,242,200
6 ↘	8	伊予銀行	新居浜支店	83	1,147,850
10 ↗	9	伊予銀行	西条支店	101	1,093,300
11 ↗	10	愛媛銀行	西条支店	89	1,027,600

金融機関店舗別保証状況

平成28年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	0.00	12	79,353	58.78	0	0	0.00	
	今 治	3	150,000	428.57	7	296,000	394.67	13	404,746	138.31	0	0	0.00
	高 松	0	0	-----	0	0	0.00	1	59,034	83.77	0	0	0.00
	計	3	150,000	428.57	7	296,000	132.14	26	543,133	109.04	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	-----	0	0	-----	1	30,008	75.01	0	0	0.00	
	計	0	0	-----	0	0	-----	1	30,008	75.01	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	-----	0	0	-----	13	73,358	39.57	0	0	0.00	
	松 山	0	0	-----	0	0	-----	2	5,559	78.88	0	0	0.00
	備 後 町	0	0	-----	0	0	-----	1	982	32.89	0	0	0.00
	渋谷駅前	0	0	-----	0	0	-----	1	1,831	77.45	0	0	0.00
	計	0	0	-----	0	0	-----	17	81,730	41.33	0	0	0.00
三菱東京 高松中央	0	0	-----	1	45,000	150.00	8	171,109	90.64	0	0	0.00	
	高 松	0	0	0.00	2	80,000	200.00	5	124,180	325.18	0	0	0.00
	大 阪 西	0	0	-----	0	0	-----	2	14,643	62.35	0	0	0.00
	計	0	0	0.00	3	125,000	178.57	15	309,932	123.75	0	0	0.00
伊予 本 店	5	130,000	19.83	53	1,375,800	65.48	306	5,087,957	75.77	0	0	0.00	
	本 町	5	37,000	11.79	62	744,300	48.65	292	3,092,196	89.92	1	193	0.01
	潮 見	6	74,000	1,480.00	23	225,300	103.40	102	740,845	90.56	0	0	0.00
	城 北	0	0	-----	2	8,000	-----	2	7,598	-----	0	0	0.00
	松山駅前	7	80,000	49.23	42	488,000	53.16	194	1,569,809	89.97	1	5,589	0.35
	湊 町	3	87,077	77.75	31	462,177	70.66	188	1,769,890	81.86	2	32,047	1.69
	小 栗	3	15,000	37.97	20	158,500	51.36	81	518,397	85.77	1	1,530	0.28
	立 花	1	5,000	40.00	12	66,700	68.13	64	258,066	82.74	0	0	0.00
	新 立	0	0	0.00	8	121,500	72.80	45	291,928	72.29	2	2,770	0.80
	大 街 道	3	12,500	166.67	29	250,200	72.10	120	757,346	81.74	1	2,947	0.36
	一 万	9	143,800	170.18	39	440,000	155.31	113	922,002	94.29	4	34,546	3.77
	道 後	8	129,500	43.30	34	539,000	67.33	179	1,898,991	95.01	0	0	0.00
	東 野	1	15,000	300.00	9	72,500	50.00	46	226,185	87.95	0	0	0.00
	三 津 浜	8	80,000	22.86	46	369,750	41.41	223	1,950,196	82.05	0	0	0.00
	水産市場	0	0	-----	2	42,500	425.00	7	94,206	89.01	0	0	0.00
	問 屋 町	6	86,000	61.43	37	478,500	47.01	181	1,616,580	89.55	0	0	0.00
	中央市場	1	10,000	-----	9	129,500	88.40	40	355,115	96.84	0	0	0.00
	空 港 通	5	66,000	29.93	57	546,300	43.86	265	2,237,763	90.15	2	49,408	2.15
	余 戸	5	22,000	20.75	37	397,000	70.89	169	1,310,575	94.99	0	0	0.00
	味 生	9	66,800	334.00	23	217,300	122.77	63	346,388	104.20	1	3,032	0.97
	石 井	5	185,000	175.36	19	355,000	77.97	107	1,030,213	92.66	0	0	0.00
	椿	2	18,000	24.66	21	150,300	40.54	126	752,071	92.41	1	855	0.11
	久 米	5	21,500	27.22	35	356,992	72.81	130	838,282	92.53	1	8,447	0.91
	福 音 寺	2	6,000	30.61	19	142,000	55.60	98	811,470	93.84	0	0	0.00
	小 野	2	30,000	111.11	11	100,500	38.51	53	413,551	95.74	0	0	0.00
	堀 江	1	1,750	23.33	6	26,750	8.30	64	452,877	85.90	0	0	0.00
	和 気	4	18,500	54.41	11	66,900	33.45	61	430,590	89.19	2	10,544	2.36
森 松	7	95,300	201.91	31	228,500	66.82	138	768,573	93.36	0	0	0.00	
中 島	2	7,500	25.00	15	139,300	169.88	21	167,918	116.78	0	0	0.00	
北 条	9	110,000	54.19	38	253,700	44.58	175	1,022,700	81.95	9	99,992	9.06	
横 河 原	3	14,000	280.00	15	142,000	94.35	79	571,859	94.45	1	5,242	0.89	
川 内	1	20,000	60.61	10	315,000	105.18	70	809,775	97.39	0	0	0.00	
砥 部	0	0	0.00	18	149,000	39.82	100	532,732	89.20	0	0	0.00	
松 前	3	34,700	42.32	47	648,800	76.85	153	1,818,177	93.52	0	0	0.00	

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 郡 中	1	50,000	58.14	39	494,210	100.27	158	1,376,634	95.98	0	0	0.00
上 灘	0	0	-----	5	47,000	130.56	13	86,330	98.72	0	0	0.00
中 山	0	0	-----	3	93,000	281.82	16	132,450	103.94	0	0	0.00
久 万	0	0	0.00	10	176,213	66.25	50	520,253	84.25	1	13,600	2.47
小 田	0	0	-----	1	8,700	54.38	0	0	0.00	0	0	0.00
今 治	9	75,000	14.58	89	1,545,800	55.44	384	5,190,680	85.24	5	50,869	0.94
中 浜	6	123,000	439.29	49	699,490	114.20	147	1,534,194	93.39	0	0	0.00
日 吉	2	7,000	13.62	37	562,300	63.59	195	1,767,695	81.33	4	28,674	1.51
今 治 南	2	38,700	351.82	12	145,900	116.72	77	572,768	92.14	0	0	0.00
波 止 浜	2	10,000	33.33	19	265,500	229.87	85	683,512	87.52	0	0	0.00
鳥 生	2	33,000	137.50	24	290,500	84.45	116	813,786	83.00	0	0	0.00
桜 井	4	25,000	113.64	13	127,000	193.89	75	403,899	83.43	0	0	0.00
菊 間	2	27,000	42.86	15	107,000	62.57	49	398,596	75.99	1	7,146	1.68
大 島	2	75,000	153.06	11	210,000	51.09	94	894,621	89.10	0	0	0.00
伯 方	3	23,000	766.67	12	219,000	60.83	48	590,464	88.50	0	0	0.00
宮 浦	1	2,000	-----	14	174,500	425.61	33	268,598	102.85	1	1,653	0.64
新 居 浜	5	51,000	7.41	83	1,147,850	47.54	450	5,605,929	80.75	6	51,637	0.84
角 野	6	89,300	120.20	41	443,200	54.94	167	1,730,673	88.94	1	13,081	0.73
新居浜東	3	37,000	132.14	21	176,000	76.52	107	731,193	91.30	2	4,690	0.62
中 萩	2	31,000	155.00	17	220,000	66.87	105	925,576	83.41	2	1,120	0.11
土 居	6	54,500	160.29	22	148,200	68.14	113	707,844	92.58	0	0	0.00
三 島	2	7,500	3.97	37	671,500	84.76	192	1,997,141	95.14	2	42,162	2.02
川 之 江	4	52,000	30.77	50	930,000	109.77	224	2,738,026	98.33	1	29,099	1.05
西 条	17	232,000	91.70	101	1,093,300	62.98	460	4,432,898	88.65	6	45,287	0.98
三 芳	3	14,000	37.74	20	318,300	197.09	84	781,721	88.30	0	0	0.00
壬 生 川	1	3,000	2.55	32	364,000	62.26	143	1,263,451	95.36	2	3,368	0.26
丹 原	2	51,800	172.67	6	86,050	61.25	38	237,992	78.33	2	70,527	26.89
小 松	1	35,000	333.33	23	290,000	127.75	70	671,770	91.59	0	0	0.00
八 幡 浜	6	117,000	56.66	54	820,800	70.89	240	2,879,168	91.35	0	0	0.00
大洲本町	2	22,500	-----	10	71,200	41.40	48	359,833	84.53	0	0	0.00
大 洲	5	67,600	466.21	47	774,900	58.62	214	2,553,944	90.71	0	0	0.00
長 浜	1	5,000	-----	8	63,300	35.66	49	718,352	93.08	0	0	0.00
五 十 崎	3	53,000	265.00	7	119,000	71.69	45	436,887	86.80	0	0	0.00
内 子	3	9,500	-----	13	198,500	128.90	69	733,660	121.06	0	0	0.00
川 之 石	3	38,000	633.33	4	41,800	66.35	28	104,534	42.08	2	22,006	12.15
伊 方	0	0	0.00	5	88,000	293.33	17	94,407	132.14	0	0	0.00
三 机	0	0	-----	1	5,000	333.33	1	5,000	57.39	0	0	0.00
三 崎	1	1,500	100.00	4	14,500	25.66	21	144,840	89.25	0	0	0.00
三 瓶	2	11,200	62.22	11	108,700	137.59	40	279,698	92.48	0	0	0.00
宇 和 島	4	89,500	25.75	57	874,500	51.79	342	3,700,725	83.32	9	64,742	1.65
追 手	0	0	-----	0	0	0.00	1	626	75.42	0	0	0.00
卯 之 町	3	28,000	133.33	15	163,400	66.37	84	667,348	90.04	0	0	0.00
野 村	0	0	0.00	21	187,000	112.65	68	495,021	98.60	3	2,057	0.41
高 山	0	0	-----	1	35,000	46.67	14	127,805	85.25	0	0	0.00
吉 田	3	17,000	850.00	8	67,000	51.94	46	287,110	84.23	0	0	0.00
近 永	1	30,000	107.14	16	253,000	146.24	48	515,048	97.75	1	57,484	10.89
松 丸	0	0	-----	3	16,000	-----	15	56,085	81.00	0	0	0.00
岩 松	0	0	-----	8	120,550	112.14	38	248,385	117.95	0	0	0.00
愛 南	4	97,000	3,129.03	25	322,630	272.77	84	722,659	101.69	0	0	0.00
高 岡	0	0	-----	0	0	-----	2	240	38.46	0	0	0.00
富 田	2	11,500	115.00	17	129,804	83.48	73	425,533	92.05	1	5,590	1.28
古 川	1	3,500	8.75	35	209,300	65.61	128	574,550	90.90	1	2,971	0.48
牛 渕	2	13,000	172.41	12	61,500	59.69	60	277,639	90.92	0	0	0.00
原 町	2	13,000	86.67	11	136,350	94.62	50	348,011	93.30	0	0	0.00
日 高	0	0	-----	0	0	0.00	5	39,172	72.53	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	0.00	2	36,362	66.90	0	0	0.00
三 津 東	0	0	-----	4	11,000	366.67	6	15,152	153.18	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 桑 原	4	6,300	35.00	14	143,200	76.78	49	353,002	97.55	0	0	0.00
観 音 寺	0	0	-----	0	0	-----	1	23,385	83.15	0	0	0.00
岡 山 南	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	1	11,150	201.67
大 西	0	0	0.00	10	137,500	92.91	52	372,804	104.85	0	0	0.00
計	271	3,402,827	50.27	2,098	26,435,516	67.65	9,688	90,128,494	88.07	83	786,056	0.83
四国 松 山	0	0	-----	7	75,300	42.07	44	307,875	59.50	0	0	0.00
松山本町	0	0	-----	4	31,000	33.77	17	139,610	82.55	0	0	0.00
松 山 南	2	11,500	35.94	9	94,500	49.48	34	235,026	85.00	2	2,484	0.95
今 治	0	0	0.00	4	19,500	20.38	42	602,678	78.08	0	0	0.00
八 幡 浜	2	45,000	-----	13	174,500	317.27	36	325,444	113.64	0	0	0.00
宇 和 島	1	3,000	22.22	12	76,000	57.40	50	344,382	58.57	1	2,437	0.45
御 荘	0	0	-----	0	0	-----	3	5,215	53.51	0	0	0.00
松 山 西	0	0	0.00	4	82,000	30.71	28	302,992	95.77	0	0	0.00
四国中央	0	0	-----	0	0	0.00	8	57,599	77.86	0	0	0.00
計	5	59,500	51.52	53	552,800	52.69	262	2,320,821	77.12	3	4,921	0.18
百十四 松 山	5	95,000	106.74	26	477,500	124.51	97	1,087,883	109.09	1	911	0.09
新 居 浜	1	4,000	40.00	6	50,000	81.57	54	601,024	78.17	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	0	0	0.00	33	241,131	64.35	0	0	0.00
今 治	1	1,200	12.00	8	72,200	57.76	54	512,646	74.79	0	0	0.00
西 条	4	4,500	44.55	19	54,750	56.62	97	401,545	70.90	6	65,918	13.14
坂出東部	0	0	-----	0	0	-----	1	1,296	24.43	0	0	0.00
計	11	104,700	87.91	59	654,450	93.56	336	2,845,525	83.74	7	66,829	2.20
阿波 松 山	0	0	0.00	4	77,000	51.68	57	530,005	87.71	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	0	0	-----	1	11,228	72.16	0	0	0.00
藍 住	0	0	-----	0	0	-----	2	31,540	84.56	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	1	37,000	90.24	1	34,536	113.29	0	0	0.00
計	0	0	0.00	5	114,000	60.00	61	607,309	88.32	0	0	0.00
広島 松 山	4	81,000	105.74	86	1,405,950	135.50	183	1,995,473	107.09	1	3,019	0.16
今 治	3	9,000	900.00	37	524,300	41.29	163	1,540,785	69.18	0	0	0.00
伊予西条	2	35,000	26.52	26	251,000	56.22	131	786,214	77.67	0	0	0.00
新 居 浜	0	0	-----	19	268,700	55.12	82	1,120,522	98.82	0	0	0.00
三 島	2	8,500	77.27	28	345,700	89.78	111	816,905	86.49	1	1,976	0.23
川 之 江	1	2,500	35.71	13	127,000	54.16	55	537,496	86.60	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	80,000	888.89	6	224,667	83.95	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	0.00	1	7,495	78.90	0	0	0.00
岩 国	0	0	-----	0	0	-----	2	2,888	20.18	0	0	0.00
計	12	136,000	59.75	210	3,002,650	77.39	734	7,032,445	86.89	2	4,995	0.07
中国 川 之 江	0	0	-----	0	0	0.00	32	418,536	70.87	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	2	26,652	65.55	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	34	445,188	70.53	0	0	0.00
山口 松 山	5	109,000	1,090.00	23	336,500	68.95	48	865,284	91.51	0	0	0.00
今 治	1	20,000	-----	1	20,000	14.55	9	129,389	54.65	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	1	10,000	-----	2	8,541	811.88	0	0	0.00
計	6	129,000	1,290.00	25	366,500	58.59	59	1,003,214	84.78	0	0	0.00
西日本 若 松	0	0	-----	0	0	-----	1	1,724	19.42	0	0	0.00
広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	9,065	97.22	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	3	10,789	59.28	0	0	0.00
愛媛 本 店	43	988,500	86.14	211	5,179,122	104.74	547	7,293,399	91.06	8	299,670	4.17
中央市場	1	10,000	-----	1	10,000	41.67	7	40,409	87.18	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 水産市場	1	30,000	----	3	52,500	1,050.00	11	98,344	150.48	0	0	0.00
末 広 町	17	419,200	264.48	61	715,873	120.72	172	1,160,071	105.04	4	38,143	4.21
大 街 道	17	253,500	284.83	67	639,164	194.99	201	1,206,334	112.18	0	0	0.00
道 後	9	215,350	81.26	30	654,150	92.45	119	1,065,909	76.04	3	3,729	0.30
本 町	20	326,000	220.27	79	819,100	138.01	152	1,094,068	104.23	3	53,617	5.35
三 津 浜	7	28,000	11.52	41	365,300	60.43	156	977,696	76.43	7	67,791	6.04
立 花	5	50,000	206.78	40	325,750	107.69	120	698,954	109.72	1	2,243	0.35
久 米	4	20,500	17.37	51	509,200	84.69	129	1,084,794	106.41	3	3,792	0.38
余 戸	9	232,500	174.16	40	575,300	105.37	120	1,086,713	114.88	0	0	0.00
鴨 川	13	123,500	140.34	57	482,440	134.68	151	1,043,575	97.46	0	0	0.00
中 央 通	8	32,700	49.17	27	294,700	130.35	80	520,422	89.22	1	1,254	0.22
古 川	6	18,500	12.33	48	352,350	88.20	153	765,747	93.14	1	2,556	0.32
桑 原	2	2,500	2.59	25	133,300	64.09	79	302,667	86.39	1	6,013	1.62
森 松	18	259,000	93.33	69	889,100	114.40	202	1,733,828	106.58	5	42,623	2.76
空 港 通	12	63,000	217.24	59	416,000	105.24	153	776,382	110.70	0	0	0.00
石 井	15	55,000	48.42	63	590,300	113.89	192	1,342,966	97.19	4	36,932	2.78
雄 郡	9	43,600	36.79	32	252,600	80.52	93	632,112	100.96	0	0	0.00
重 信	6	29,000	35.15	33	227,400	67.72	101	452,339	89.41	1	4,023	0.93
郡 中	5	28,500	14.77	31	399,700	87.08	97	889,037	87.12	0	0	0.00
久 万	1	3,000	----	7	41,988	71.90	31	124,006	78.92	0	0	0.00
北 条	15	217,500	209.13	47	513,000	142.20	121	726,461	102.70	4	7,427	1.13
川 之 江	2	1,500	3.95	33	330,300	61.05	108	846,737	96.10	3	41,311	4.68
三 島	3	3,300	3.82	29	192,600	64.96	98	523,889	88.21	0	0	0.00
新 居 浜	11	349,000	196.07	72	1,242,200	163.66	184	2,006,976	101.17	0	0	0.00
新居浜東	7	96,000	619.35	26	201,450	48.74	92	615,442	99.90	1	457	0.07
泉 川	5	57,500	718.75	35	275,500	86.88	86	419,305	91.70	0	0	0.00
西 条	18	186,500	460.49	89	1,027,600	182.10	221	1,683,927	115.55	4	67,389	4.33
氷 見	4	31,000	137.78	16	85,950	73.66	52	180,075	99.41	1	9,951	5.91
壬 生 川	1	5,000	29.41	12	97,600	91.13	79	388,718	92.11	0	0	0.00
丹 原	5	35,400	136.15	31	184,700	163.89	71	305,258	110.31	0	0	0.00
今 治	9	400,200	68.91	78	1,797,200	105.04	232	2,473,186	97.16	0	0	0.00
旭 町	5	46,000	25.82	51	640,200	156.89	132	881,178	101.41	0	0	0.00
波 止 浜	2	7,000	4.19	39	426,400	60.14	95	889,536	85.97	1	3,747	0.39
伯 方	5	89,500	135.61	35	279,000	177.37	85	567,358	109.53	2	3,405	0.66
弓 削	1	5,000	38.46	13	102,500	315.38	34	235,912	116.61	0	0	0.00
菊 間	2	14,000	147.37	10	54,500	105.83	23	78,780	114.35	0	0	0.00
吉 海	0	0	0.00	11	84,400	103.56	41	148,616	112.54	0	0	0.00
長 浜	3	13,000	18.18	10	40,300	34.74	41	183,401	81.41	0	0	0.00
内 子	3	102,000	234.48	22	400,500	109.73	77	689,985	92.61	0	0	0.00
大 洲	15	147,000	132.43	65	477,700	178.91	137	813,560	89.59	10	122,608	14.81
八 幡 浜	12	184,500	1,677.27	44	621,600	155.50	136	1,059,466	109.94	0	0	0.00
三 瓶	4	69,000	125.45	21	312,400	88.75	37	415,225	113.19	0	0	0.00
川 之 石	2	37,000	217.65	13	137,000	137.00	40	214,231	118.24	1	5,005	2.64
野 村	4	23,000	82.14	10	87,000	97.75	33	208,578	90.10	0	0	0.00
卯 之 町	4	60,000	214.29	34	314,500	178.79	82	628,969	97.52	2	10,775	1.77
宇 和 島	17	321,700	126.43	73	1,304,600	164.48	188	1,934,637	104.69	4	20,070	1.12
近 永	2	6,000	10.81	25	254,100	125.17	66	525,800	103.21	3	10,580	2.01
吉 田	4	26,700	72.95	15	74,950	88.28	54	218,140	110.34	0	0	0.00
岩 松	5	14,500	263.64	20	62,000	183.98	46	122,372	102.34	0	0	0.00
城 辺	1	1,500	----	13	69,500	24.98	48	289,531	79.47	0	0	0.00
宇和島南	7	38,500	132.76	29	171,600	145.42	78	301,502	100.71	2	16,359	5.61
見 奈 良	5	78,000	294.34	20	262,500	190.22	65	398,334	96.11	0	0	0.00
今 治 東	7	60,000	857.14	29	168,100	240.14	65	308,800	128.01	0	0	0.00
湯 築	1	500	1.69	9	32,200	48.02	30	99,827	95.57	0	0	0.00
松山駅前	11	18,800	626.67	30	79,600	131.35	64	218,549	98.50	0	0	0.00
味 生	4	27,000	180.00	21	97,000	151.26	55	151,161	93.50	0	0	0.00
松 末	8	81,500	83.33	30	138,900	71.89	75	335,504	87.25	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
愛媛	中 萩	3	5,300	35.33	21	83,200	48.65	73	221,029	88.26	2	8,510	3.61
	日 高	5	37,000	100.00	25	164,700	79.22	93	438,075	90.61	0	0	0.00
	三津浜東	6	35,300	641.82	13	58,400	172.57	27	51,485	67.50	0	0	0.00
	金 生	1	15,000	25.00	24	155,700	67.84	66	320,657	97.15	0	0	0.00
	中之庄	2	8,500	121.43	12	54,800	30.11	45	229,273	90.83	0	0	0.00
	飯 岡	2	23,000	353.85	13	94,400	129.32	40	142,186	109.42	1	1,787	1.40
	川 内	3	18,000	300.00	24	265,000	122.69	66	433,100	99.60	0	0	0.00
	桜 井	0	0	0.00	12	116,290	60.13	63	256,831	75.78	0	0	0.00
	松 前	9	58,000	1,247.31	30	364,000	209.76	87	615,894	122.37	3	3,354	0.62
	姫 原	0	0	0.00	3	12,000	80.00	15	24,791	118.47	0	0	0.00
	東 京	0	0	-----	0	0	-----	1	4,050	69.23	0	0	0.00
	土 居	7	91,500	112.41	22	233,200	147.69	56	439,054	97.30	4	32,534	7.78
	砥 部	2	5,000	5.26	23	138,600	76.24	59	414,962	97.15	2	12,493	3.02
	来 住	4	18,500	26.43	34	287,000	95.79	95	549,583	104.06	0	0	0.00
	計	486	6,401,550	99.10	2,491	28,593,777	109.38	7,023	50,619,669	97.73	92	940,149	1.92
高知	松 山	0	0	-----	4	18,000	120.00	25	210,591	70.28	0	0	0.00
	今 治	0	0	-----	5	56,000	72.73	35	195,740	54.38	0	0	0.00
	新 居 浜	0	0	0.00	8	31,200	21.58	54	377,225	86.63	0	0	0.00
	八 幡 浜	0	0	-----	2	18,000	19.44	24	169,806	86.16	0	0	0.00
	宇 和 島	3	16,000	-----	15	133,000	345.45	43	172,505	131.65	2	2,029	1.37
	城 辺	0	0	-----	8	27,800	132.38	28	116,649	91.72	0	0	0.00
	計	3	16,000	66.67	42	284,000	73.06	209	1,242,516	80.14	2	2,029	0.14
徳島	松 山	0	0	0.00	4	51,500	54.21	29	248,287	70.30	1	1,848	0.62
	今 治	7	61,000	2,033.33	34	489,500	131.59	93	591,126	113.81	0	0	0.00
	計	7	61,000	1,016.67	38	541,000	115.85	122	839,413	96.20	1	1,848	0.22
香川	松 山	0	0	0.00	16	353,500	79.01	99	942,426	89.32	5	17,473	1.75
	松 山 西	1	21,000	63.64	14	217,500	74.26	69	590,362	82.17	6	40,818	6.30
	今 治	6	91,000	7,913.04	24	257,200	74.63	121	940,508	85.62	0	0	0.00
	西 条	1	5,000	166.67	15	242,000	86.43	79	570,065	84.55	2	4,588	0.74
	新 居 浜	1	15,500	49.21	14	241,000	52.67	89	916,209	75.34	0	0	0.00
	三 島	0	0	-----	14	78,300	76.35	61	350,578	77.27	2	10,194	2.57
	川 之 江	2	25,000	833.33	16	303,000	72.74	81	1,039,562	84.93	1	4,004	0.37
	大 洲	1	7,000	280.00	11	55,000	43.82	42	208,537	95.67	2	2,480	1.15
	八 幡 浜	1	6,000	46.15	10	55,000	90.02	44	144,651	81.20	0	0	0.00
	宇 和 島	1	3,000	5.00	9	45,800	14.85	67	390,782	88.46	1	2,492	0.55
	岩 松	0	0	-----	1	16,000	17.39	23	160,369	83.67	0	0	0.00
	計	14	173,500	108.34	144	1,864,300	63.66	775	6,254,050	83.73	19	82,048	1.21
もみじ	因島田熊	1	1,000	-----	1	1,000	10.00	2	7,259	75.93	0	0	0.00
	因 島	0	0	-----	1	3,300	-----	1	3,300	-----	0	0	0.00
	計	1	1,000	-----	2	4,300	43.00	3	10,559	110.45	0	0	0.00
愛媛信用	本 店	10	48,600	51.43	47	270,600	52.56	178	713,686	78.67	6	21,337	2.49
	城 東	1	500	4.35	19	108,800	90.82	62	192,837	73.62	3	50,316	20.20
	松山本町	5	14,000	77.78	24	149,400	78.10	77	301,471	90.94	0	0	0.00
	道 後	4	17,500	-----	17	61,500	72.27	63	250,779	93.81	0	0	0.00
	土 橋	0	0	0.00	7	24,500	23.50	0	0	0.00	0	0	0.00
	東環東本	3	37,000	569.23	16	80,100	55.55	92	365,540	88.05	2	6,695	1.79
	久 米	16	74,200	117.41	63	282,650	144.43	111	557,070	116.17	0	0	0.00
	潮 見	3	34,500	94.52	25	153,300	51.56	82	429,883	102.56	0	0	0.00
	余 戸	2	11,000	137.50	13	136,500	97.85	38	273,426	116.40	0	0	0.00
	湊 町	0	0	-----	0	0	0.00	2	693	70.40	0	0	0.00
	中 央 通	2	7,000	116.67	14	64,200	70.16	37	124,767	103.38	0	0	0.00
	石 井	6	13,000	42.62	48	277,700	73.37	145	842,736	100.03	1	1,299	0.15

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 平 井	4	16,200	43.20	32	129,500	68.59	73	295,785	115.38	0	0	0.00
齊 院	3	11,000	366.67	17	58,000	81.01	48	87,435	89.25	1	3,239	3.29
土 居 田	7	24,500	490.00	25	98,500	138.54	63	188,838	103.12	0	0	0.00
立 花	2	5,500	36.67	20	129,420	86.85	55	256,237	98.63	0	0	0.00
砥 部	2	8,000	33.33	24	97,300	31.51	93	335,482	85.55	3	1,997	0.56
横 河 原	2	4,500	-----	9	97,600	211.26	29	85,864	63.80	0	0	0.00
久 万	0	0	-----	6	93,000	114.11	22	145,561	95.57	0	0	0.00
今 治	2	6,500	43.33	79	674,600	175.63	208	1,224,922	128.15	0	0	0.00
本 町	0	0	0.00	2	7,000	6.03	1	370	0.18	0	0	0.00
常 盤 町	1	2,000	-----	32	155,000	82.01	99	308,369	94.34	3	8,845	2.71
鳥 生	2	20,000	125.00	13	109,400	71.04	54	308,060	99.53	0	0	0.00
波 止 浜	0	0	0.00	21	172,000	91.25	71	622,535	82.73	1	717	0.10
喜 田 村	2	6,000	120.00	39	192,700	86.68	102	386,655	102.97	0	0	0.00
壬 生 川	2	12,900	98.47	12	95,900	45.28	100	421,627	93.36	0	0	0.00
丹 原	1	2,000	-----	5	25,000	46.73	36	130,081	82.84	0	0	0.00
菊 間	1	7,500	-----	13	52,500	620.57	19	57,871	151.22	2	3,694	7.06
大 西	1	10,000	1,000.00	15	70,300	51.69	54	259,806	93.77	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	0.00	29	257,700	109.52	81	522,602	104.24	0	0	0.00
江 戸 岡	0	0	-----	6	52,000	136.84	20	80,669	102.37	0	0	0.00
大 洲	2	40,000	160.00	8	70,500	46.21	39	277,095	91.15	1	4,389	1.56
野 村	0	0	0.00	7	52,300	194.42	26	90,223	86.60	0	0	0.00
宮 西	6	24,500	376.92	13	42,000	37.50	36	112,126	91.78	0	0	0.00
今治立花	1	10,000	105.26	12	48,200	58.85	58	134,161	80.97	0	0	0.00
朝 生 田	1	3,000	-----	16	51,500	44.30	59	194,262	87.84	0	0	0.00
川 内	0	0	-----	4	71,000	137.20	28	136,935	88.02	0	0	0.00
とべ中央	1	6,000	600.00	30	133,000	67.89	87	296,010	101.07	0	0	0.00
垣 生	3	7,100	118.33	24	128,400	81.68	73	320,812	108.00	0	0	0.00
雄 郡	2	25,000	135.14	16	73,500	106.52	99	306,799	198.65	1	3,216	1.32
和 泉	4	16,550	79.57	26	130,540	88.62	93	293,796	100.40	1	3,964	1.35
港 南	2	60,000	500.00	16	109,900	141.62	43	210,869	117.16	0	0	0.00
郡 中	3	30,485	-----	26	112,785	114.15	60	162,293	107.85	1	997	0.64
松 前	1	2,000	222.22	8	65,300	86.26	32	182,874	98.27	0	0	0.00
北 条	1	5,000	-----	9	24,000	31.37	42	88,401	83.17	0	0	0.00
溝 辺	4	16,000	145.45	33	159,400	98.33	70	256,757	117.97	0	0	0.00
三 津 浜	1	1,500	27.27	16	56,830	46.75	84	258,996	142.50	0	0	0.00
住 吉	0	0	0.00	5	21,000	35.29	0	0	0.00	0	0	0.00
味 生	2	25,000	93.11	7	83,000	105.67	35	129,366	130.15	1	778	0.79
西 条	2	17,000	161.90	27	119,500	98.11	111	580,814	89.76	0	0	0.00
新 居 浜	5	47,000	522.22	43	183,700	73.95	120	414,682	102.95	0	0	0.00
き し	8	19,500	650.00	35	137,200	102.53	89	328,139	108.57	0	0	0.00
中 萩	3	9,000	36.73	29	98,200	89.35	70	202,033	117.24	1	700	0.36
三 島	0	0	-----	5	81,000	143.87	25	119,681	99.16	0	0	0.00
川 之 江	1	17,500	-----	9	50,500	140.86	19	69,961	136.51	0	0	0.00
計	137	776,035	118.63	1,116	6,279,925	81.73	3,513	14,938,740	96.60	28	112,183	0.74
川之江 本 店	1	5,000	-----	6	29,500	35.33	31	178,208	80.12	1	11,792	6.27
上 分	2	7,000	10.61	9	45,000	46.88	28	148,092	93.22	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	5	18,000	163.64	19	69,139	86.08	0	0	0.00
南	0	0	0.00	5	71,800	81.59	35	249,160	87.13	0	0	0.00
東	0	0	-----	3	12,400	51.67	18	70,159	66.47	3	27,006	29.69
西	1	2,000	16.67	5	17,000	22.22	31	163,665	87.04	0	0	0.00
計	4	14,000	14.74	33	193,700	51.11	162	878,423	84.37	4	38,799	4.17
東予信用 本 店	1	2,000	133.33	23	145,000	251.52	70	236,127	106.79	1	1,230	0.52
泉 川	1	2,500	12.50	10	54,000	234.78	36	128,144	105.27	0	0	0.00
川 東	0	0	-----	10	50,300	91.79	50	273,097	86.43	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	8	46,500	68.38	32	119,833	87.70	1	8,436	6.77

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 28 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
東予信用 松 柏	0	0	-----	6	17,300	247.14	14	30,027	135.22	0	0	0.00
寒 川	1	5,000	-----	9	36,000	72.14	27	91,022	104.04	0	0	0.00
西 条	0	0	-----	8	22,000	70.97	40	110,964	81.12	0	0	0.00
小 松	0	0	0.00	7	23,000	25.25	28	86,666	82.03	0	0	0.00
中 萩	1	9,000	562.50	3	16,000	81.63	18	44,360	69.27	1	2,957	5.80
喜 多 川	1	3,000	-----	5	16,700	121.90	17	33,201	99.02	0	0	0.00
新居浜駅	1	3,000	-----	8	60,270	216.80	33	162,298	97.41	1	1,638	1.00
計	6	24,500	71.85	97	487,070	109.81	365	1,315,738	93.20	4	14,261	1.03
宇和島 本 店	3	9,300	332.14	38	156,200	69.05	181	619,032	93.37	4	8,959	1.41
恵美須町	4	38,900	127.54	21	172,500	67.55	126	500,781	91.64	2	9,122	1.78
新 橋	2	5,700	81.43	18	80,500	141.23	100	208,587	84.34	1	3,577	1.56
城 南	1	5,000	62.50	10	17,800	57.03	53	72,942	68.03	0	0	0.00
来	1	5,000	-----	14	69,050	169.24	56	153,745	99.36	2	9,299	6.13
泉 町	0	0	0.00	10	42,100	56.74	57	138,947	88.85	0	0	0.00
吉 田	0	0	-----	2	4,000	38.46	29	44,701	64.63	0	0	0.00
南 宇 和	0	0	0.00	9	104,800	255.61	38	256,555	104.90	0	0	0.00
三 間	0	0	0.00	8	34,500	68.32	32	95,092	97.46	0	0	0.00
卯 之 町	2	8,000	-----	12	49,300	365.19	44	179,591	85.72	1	16,492	8.67
計	13	71,900	72.99	142	730,750	91.32	716	2,269,973	90.95	10	47,449	2.00
観音寺 豊 浜	0	0	-----	1	3,000	30.00	2	10,370	107.46	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	3,000	30.00	2	10,370	107.46	0	0	0.00
商工中金 松 山	0	0	0.00	9	66,960	32.50	71	718,557	84.44	1	5,124	0.66
高 松	0	0	-----	1	19,200	68.57	1	18,588	120.51	0	0	0.00
計	0	0	0.00	10	86,160	36.81	72	737,145	85.09	1	5,124	0.64
単一農協 愛媛南農	1	5,000	-----	3	9,000	-----	5	9,708	318.82	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	1	2,160	86.40	2	3,538	157.38	0	0	0.00
うま農協	0	0	-----	0	0	-----	1	3,400	56.67	0	0	0.00
計	1	5,000	-----	4	11,160	446.40	8	16,646	147.40	0	0	0.00
総合計	980	11,526,512	77.19	6,580	70,626,058	82.72	24,206	184,491,828	90.73	256	2,106,691	1.11

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携及び統一制度

（平成28年4月1日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 （特別20年以内）	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,250	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 （但し、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内）	徴求しない （法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要）
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500	5年以内	徴求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000	7年以内	原則として徴求しない （法人は代表者のみ徴求）
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 （医療法人を含む） 5,000	7年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 （医療法人を含む） 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	7年以内	徴求しない 原則代表者1名
11 地域産業応援保証 （すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 （但し、一括返済は1年以内。）	必要に応じ徴求 原則代表者1名	

制 度 名		対 象	資金 用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
全 国 統 一 保 証	12	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	13	当座貸越(貸付専用型)根保証	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
	14	長期経営資金保証	中小企業者	運転 設備 個人・会社 20,000	3年以上10年以内 3年以上20年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求
	15	予 約 保 証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧債決 済資金は 対象外) 個人・会社 2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用 する場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保 証制度を利用する場合は 7年以内〔運転資金につ いては5年以内とする〕) ※信用保証書の有効期間 は、365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	16	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転 設備 個人・会社 1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内 10年以内	原則不要 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	17	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機 関の支援を受けつつ、自ら事業計画 の策定並びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者	運転 設備 借換 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	5年以内 7年以内 10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	18	経営者保証ガイドライン対応保証	中小企業者(個人事業主は除く)(但 し、「経営者保証に関するガイドラ イン」において求められている対策 が講じられている者)	運転 設備 会 社 28,000 ・特定非営利活動法人 組 合 48,000	3年以内 5年以内	有担保無保証人要件の 場合に限り徴求する 徴求しない
	19	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金 の残高があり、その全部又は一部に ついて返済条件の緩和を行っている もので、金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに計画の実行及 び進捗の報告を行う中小企業者	運転 設備 借換 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求

② 県制度 (愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制 度 名		対 象	資金 用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
経 営 安 定 資 金	20	一 般 資 金	中小企業者	運転 設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり 1中小企業者の限度額	5年以内 10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	21	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者(※1)	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定 したものに限る	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	22	小 口 資 金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者に あつては、小規模企業者であつて、原 則として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者)	運転 設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、運転資金及び特別小口保険利 用の場合は1,250とする	5年以内 10年以内	必要に応じ徴求 (但し、1,250万円以内の場合は 不要、特別小口保険利用の場 合は徴求しない) 必要に応じ徴求 (但し、特別小口保険利用の 場合は徴求しない)
	23	短 期 資 金	中小企業者	運転 知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
24	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
25	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
26	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内	必要に応じ徴求	
新事業 創出 支援 資金	27	創業等関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない
			※但し、創業等を行うとする個人及び会社 にあつては、自己資金額を限度額とする	設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	28	創業関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,000	5年以内	徴求しない
				設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	29	支援創業関連保証	創業関連資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない
				設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	30	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験の有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 1,000	5年以内	徴求しない
				設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	31	支援創業関連保証	再挑戦支援資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない
				設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	32	事業承継支援枠	県内で新たに事業承継する中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求
				設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
33	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1) 又は 中小企業者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	5年以内 (特定中小企業者7年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
34	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	5年以内 (チャレンジ企業支援資金 融資対象者7年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 融資対象者12年以内)	必要に応じ徴求	
35	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備		10年以内	必要に応じ徴求	
36	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める					

③ 市町制度

制度名		対象	資金 用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
37	中小企業振興資金 融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による （最長 5 年）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
38	中小企業緊急経営資金 融資制度保証 （現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・ 四国中央市のみ取扱）	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による （最長 6 年）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
39	中小企業経営安定化 資金融資制度保証 （現在、松山市・今治市のみ取扱）	特定中小企業者（※1）	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証及び中小企業緊急経営資金融資制度保証と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による （最長 7 年）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
40	中小企業季節資金 融資制度保証 （松山市・今治市・新居浜市のみ取扱）	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による （最長 5 ヶ月）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
41	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 （松山市・今治市のみ取扱）	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による （最長 7 年）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
42	小企業特別小口資金 融資制度保証 （現在、取扱市町なし）	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5 年以内	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制度名		対象	資金 用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
43	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
44	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000 組 合 40,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
45	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徴求
46	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徴求
47	経営安定関連保証 （セーフティネット保証）	中小企業信用保険法第 2 条 第 5 項第 1 号～ 8 号の認定 を受けた特定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000 （6 号認定者）	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 38,000 組 合 48,000	15 年以内 （特別 20 年以内）	必要に応じ徴求
48	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的 に被害を受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない （法人は代表者のみ徴求）

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
49	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
50	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
51	支援創業関連保証	創業関連保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
52	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転設備	個人・会社 1,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
53	支援創業関連保証	再挑戦支援保証対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転設備	個人・会社 1,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業破綻金融機関等関連特別保証	※A 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要) 必要に応じ徴求
	※B 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転 設備	会社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない 必要に応じ徴求
56	激甚災害保証	被災中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
57	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
58	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
59	商店街整備等 支援関連保証	認定一般社団法人及び一般財団法人	設備	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
60	伝統的工芸品 支援関連保証	認定一般社団法人及び一般財団法人	運転 設備	一般社団法人及び一般財団法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
61	地域伝統芸能 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
62	流通業務総合効率化 関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 組合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
63	小規模事業者 支援関連保証	認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人及び一般財団法人 特定非営利活動法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保証以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
64	特定中小企業再生 支援関連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
65	※C 地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
66	※D 海外地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業(需要の開拓に係るものに限る) を実施するものに限る)	運転	個人・会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
67	地域産業集積 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
68	中心市街地商業等 活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般 財団法人を含む	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
69	中心市街地商業等 活性化支援 関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 56,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	※特定会社・一般社団法人及び一般 財団法人を含む	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
70	※E 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社 30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求
71	※F 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
72	※G 異分野連携新事業 分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
73	※H 周辺地域整備 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人(30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
74	※I 中小企業 特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企 業者(株式会社・特例有限会社・合名 会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満か つ(自己資本比率20%以上又は純資 産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本 事業利益率10%以上又はインタレス ト・カバレッジ・レーシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ (自己資本比率20%以上又は純資産 倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本 事業利益率10%以上又はインタレス ト・カバレッジ・レーシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本 比率15%以上又は純資産倍率1.5倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率5% 以上又はインタレスト・カバレッジ・ レーシオ1.0倍以上)	運 転 設 備	会 社 45,000 一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証と合計で50,000以内と する 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証及び一括支払契約保証と合 計で100,000以内とする	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超 の保証の際は必要) 徴求しない
75	※J 特定研究開発等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金 用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
76	※K 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証:1年間 (更新可) 個別保証:1年以内	売掛債権・棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
77	※L 下請振興関連保証	振興事業を 実施する 中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対す る売掛債権に限る) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
78	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
79	※M 事業再生円滑化 関連保証 (プレDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備 <small>(経済産業省 令で定めら れているも のに限る)</small>	個人・会社 28,000 組 合 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	※N 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人・会社・組合 20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
81	※O 農工商等連携事業関連保証	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	農工商等連携支援関連保証	認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、土法人は対象外)	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	※P 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	中小企業承継事業再生関連保証	産業競争力強化法第121条に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者に限る(但し、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く)	運転 設備	個人・会社 28,000 組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
86	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	経営革新等支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	※Q 特定下請連携事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社	28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			設備 (事業再生計画の実施に必要な資金)				
92	連携創業支援関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
93	地域産業資源活用支援関連保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人及び一般財団法人、特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000万円を限度とする					
95	借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる					

(※ 1) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連) 1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(てんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、激甚災害保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、地域産業集積関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農商工等連携事業関連保証、農商工等連携支援関連保証、経営承継関連保証、中小企業承継事業再生関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証の保証限度額には、個人・会社・組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保険に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
3. 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限りです。なお、常時使用する従業員の数を経業ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 激甚災害保証と経営安定関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証1,250万円)の範囲内で取り扱います。
また、別枠を利用した場合、激甚災害保証および経営安定関連保証と東日本大震災復興緊急保証合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証2,500万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額となりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A破綻金融機関等関連特別保証および※B破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要となります。
2. ※C地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
また、流動資産担保保険に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
3. ※D海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工等連携事業関連保証の海外投資関係保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
4. ※E特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の新事業開拓保険に該当する別枠を含みます。

5. ※F経営革新関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
また、海外投資関係保険に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農商工等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
6. ※G異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保険に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保険に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農商工等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保険に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
7. ※H周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
8. ※I中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私募債の発行価格は56,000万円が限度となります。
9. ※J特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
10. ※K流動資産担保融資保証および※L下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
11. ※M事業再生円滑化関連保証(特別小口保険利用の場合を除く)および※N特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
12. ※O農商工等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保険に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保険に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保険に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
13. ※P一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
14. ※Q特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保険に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農商工等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

信用保証料率表

(平成28年4月1日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。
 青色の保証制度は、責任共有制度対象かつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。

(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)													
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	中小企業会計 割引の適用	有担保割引 の適用	その他任意 割引の適用	
一般保証	1 普通保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	2 特別小口保証(無担保・無保証人)	○		○	0.85												
		NPO法人(注12)	○			0.68											
	3 小口保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	4 風俗営業飲食業保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	5 手形(でんさい)割引根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
	6 手形貸付根保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	提携保証	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		8 小口連携保証(トライアングル1000)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		9 優良ランク保証(バリュー5000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○	○	
		10 優良ランク保証II(グッド3000)	○			-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○	○	
		11 地域産業応援保証(すこさぼ)(注8)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		12 事業者カードローン当座貸越根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
		13 当座貸越(貸付専用型)根保証	○			1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○	
		14 長期経営資金保証	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○	
		15 予約保証(注7)	○			-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○	○	
		全国統一保証	16 小口零細企業保証(注3)		(下記以外)	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		
			予約保証(注7)	○		-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70			
	17 経営力強化保証(注11)		○		○	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○	
			○		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50				
18 経営者保証ガイドライン対応保証	○				1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
19 条件変更改善型借換保証	○				1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
一般保証	20 一般資金		○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
	21 建設産業短期資金			(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
			特定中小企業者(注10)	1号~6号	○	0.80											
				7号~8号	○	0.70											
	22 小口資金		(下記以外)	○	1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○	○		
		特別小口保険利用	○		0.85												
		NPO法人(注12)	○		0.68												
	23 短期資金	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	24 小口零細企業資金		(下記以外)	○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50			
			25 経営指導特例	○		1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50			
		26 チャレンジ企業支援資金		(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○	
			制度保証要領の融資対象(1)に該当するものであって特別優待を利用する者	○		0.70											
			海外投資関係保証を利用する者	○		1.00											
		新事業創出支援資金	27 創業等関連資金			○	0.80										
			28 創業関連保証(下記以外)			○	0.80										
			29 支援創業関連保証			○	0.80										
			30 再挑戦支援資金(下記以外)			○	0.80										
			31 支援創業関連保証			○	0.80										
	32 事業承継支援枠		制度保証要領の融資対象(1)に該当するもの 制度保証要領の融資対象(2)に該当するもの	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
	33 緊急経済対策特別支援資金		(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
	特定中小企業者(注10)	1号~6号	○	0.80													
		7号~8号	○	0.70													
	制度保証要領の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象の者	○		1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○	○			
	制度保証要領の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象外の者	○		1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50					
34 雇用促進支援資金	○			1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
市町村制度	35 建設産業新分野進出等支援資金		(下記以外)	○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
		特定中小企業者(注10)	1号~6号	○	0.80												
			7号~8号	○	0.70												
	36 災害関連対策資金	○			災害等の発生の都度知事が別に定めるところによる												
				○	-												
37 中小企業振興資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○			
38 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○			
別枠保証	39 中小企業経営安定化資金融資制度保証		特定中小企業者(注10)	1号~6号	○	0.80											
				7号~8号	○	0.70											
	40 中小企業季節資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	41 中小企業設備近代化資金融資制度保証	○			1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	42 小企業特別小口資金融資制度保証		NPO法人(注12)	○	0.85												
				○	0.68												
	43 公害防止保証	○			1.00												
	44 エネルギー対策保証	○			1.00												
	45 海外投資関係保証	○			1.00												
	保証	46 新事業開拓保証		(下記以外) 新事業開拓保険(注4)	○	1.00											
					○	0.70											
		47 経営安定関連保証(セーフティネット保証)	1号~6号	○		0.80											
				(下記以外)	○	0.70											
			7号~8号	特別小口保険利用	○	0.80											
				NPO法人(注12)	○	0.70											
48 東日本大震災復興緊急保証				○	0.80												
49 創業等関連保証				○	0.80												
50 創業関連保証		(下記以外)	○		0.80												
		51 支援創業関連保証			○	0.80											
	(下記以外)	○		0.80													
	52 再挑戦支援保証			○	0.80												
	53 支援創業関連保証			○	0.80												
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	54 破綻金融機関等関連特別保証		協賛融資	○	0.75												
	55 破綻金融機関等関連特別無担保保証		協賛融資	○	0.65												
	56 激甚災害保証			○	0.80												
57 労働力確保関連保証	(下記以外)	○		0.70													
	特別小口保険利用	○		0.80													
	(下記以外)	○		0.70													
	特別小口保険利用	○		0.80													
	58 中小小売商業関連保証			○	0.70												
59 商店街整備等支援関連保証	○			1.15													
60 伝統的工芸品支援関連保証	○			1.15													
61 地域伝統芸能等関連保証	(下記以外)	○		0.70													
	特別小口保険利用	○		0.80													
		NPO法人(注12)	○		0.70												

今月の保証協会団信実績

| 平成 28 年 2 月 |

平成21年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成28年2月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

2月件数	2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
7件	3,530万円	885件	650,327万円	735万円	52.0歳

〈金融機関別〉

金融機関名	2月件数(件)	2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	5	2,730	261	213,588
四国銀行	—	—	8	11,745
百十四銀行	1	500	11	16,200
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	—	—	9	7,570
愛媛銀行	1	300	249	194,885
香川銀行	—	—	13	15,060
高知銀行	—	—	20	14,347
徳島銀行	—	—	3	1,990
愛媛信金	—	—	210	115,255
東予信金	—	—	54	30,930
川之江信金	—	—	20	17,467
宇和島信金	—	—	26	10,790
合計	7	3,530	885	650,327

保証月報リニューアルに伴い、今後は半期ごとの累計を掲載することといたします。

愛媛お宝図鑑



歴史メモ

豊臣秀吉

安土・桃山時代の武将。尾張中村生。織田信長に仕え本下藤吉郎から羽柴秀吉と改める。山崎の戦で明智光秀を討ち、信長に代わり天下に号令、太閤に至る。大阪城を築いて本拠とし、貨幣統一・兵農分離・太閤検地・石高制等を施行。幕藩体制の基礎をつくった。慶長3年(1598)没、63才。



とよみひでよしがぞう
豊臣秀吉画像

一般公開 4月23日(金)～5月15日(日)

国指定重要文化財(昭和25年8月29日指定)
ト書/慶長四年二月十八日承兌ノ賛アリ

あの教科書で見た あの秀吉の肖像画

百姓出身ながら織田信長に仕え、後に天下人となった豊臣秀吉。信長の下駄を袂で温めたという話はよく知られていますが、秀吉は機転が利き、周りの人を虜にしている技に長けていました。

秀吉の肖像画の中で現在まで伝わっているものは、京都高台寺、大阪豊国神社、高野山蓮華定院などのものがありますが、宇和島伊達家伝来の肖像画は、もっとも大幅で(縦132cm・横104cm)、荘厳を極めていきます。秀吉が慶長二(一五九八)年八月、六二歳で亡くなったのち、彼の側近であった富田左近将監知信が旧主を偲んで描かせました。

狩野光信の作と推定され、慶長四年二月僧録職(五十十刹を統轄する僧録)の西笑承兌和尚の賛文が残されています。知信の嗣子、富田信高によって建立された金剛山正眼院(いまの大隆寺)に伝わ

って来たものですが、幕末に伊達家に献上されました。

小柄だった秀吉は、特に大きな装束を着たりつけひげをして威厳を示す工夫をしたとのこと。宇和島伊達家伝来の肖像画は威容だけでなく、猿々ほげねずみなどと言われていた容貌もうかがわれます。人の心をつかむ達人だった秀吉らしい一枚に出会えるはずですよ。

ココで見られる!

宇和島市立
伊達博物館
The Date Museum



伊達家歴代藩主の薫り高い文化遺産約4万点を年2回展示替えし、一般に公開しています。歴史的に貴重な古文書類、武器甲冑、見る者を魅了する絢爛豪華な調度品の数々は必見!



〒宇和島市御殿町9-14 ①有(無料) ☎0895-22-7776
営業9:00～17:00 ②月曜(祝日の場合は翌日)、12月26日～1月3日 ③入館料=大人500・大高生400・小中生無料

本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階
松山事業部／保証一課・保証二課・管理課

TEL 089-931-2118 FAX 089-931-2174

〔業務区域〕 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

総務部／総務課 TEL 089-931-2111(代) FAX 089-931-2107

電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170

業務統括部／経営支援室 TEL 089-931-2116 FAX 089-931-1026

保証企画課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-2107

管理推進課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2107

監査室 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-1026



新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階

保証課 TEL 0897-33-8282 FAX 0897-33-8284

管理課 TEL 0897-33-8292 FAX 0897-33-8293

〔業務区域〕 新居浜市・西条市・四国中央市

八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階

TEL 0894-22-2003 FAX 0894-22-3137

〔業務区域〕 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階

TEL 0898-23-0170 FAX 0898-23-0758

〔業務区域〕 今治市・上島町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階

TEL 0895-22-6556 FAX 0895-22-6583

〔業務区域〕 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

